

岐阜県公報

号外 (20) 令和三年四月一日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「参与」を「「参与」秘書広報統括監」に改め、

「参与」デジタル政策統括監

同項本庁次長の欄中「秘書広報統括監」及び「ねんりんピック推進事務局長」を削り、

「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策統括監」を「東京オリンピック・

「東京オリンピック・

パラリンピック農産物販売対策統括監

に、「に」「限る」を「限る」に改め、「「に」（総務部

長を兼ねるものに限る。）」を削り、「博物館副館長」の下に「総務部長を兼ねるもの

限る。）」を加え、「東濃農林事務所長」を削り、同項本庁課長の欄中「総務事務セン

ター長」を「総務事務センター長

ねんりんピック推進事務局長」に、「ねんりんピック推進事務局長」を

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	三
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	(同)	五

「ねんりんピック推進事務局次長」に、「財産活用企画監」に、「デジタル政策調整監」に、「財産活用企画監」を「新庁舎運用対策監」に、「県庁舎開設調整監」を「県庁舎開設調整監」に改め、「SDGs推進監」及び「県庁舎建設管理監」を「県庁舎建設管理監」に改め、多文化共生推進監」及び「冬期国体推進監」を「危機管理企画監」に改め、防災情報管理監」を「危機管理企画監」に改め、岐阜地域防災対策監」に改め、技術力向上対策監」を「岐阜地域防災対策監」に改め、地域防災対策監」を「環境安全推進企画監」を「環境安全推進企画監」及び「防災情報管理監」及び「岐阜地域防災対策監」に改め、地域防災対策監」を「環境安全推進企画監」に改め、「環境安全推進企画監」を「環境安全推進企画監」に改め、「温暖化・気候変動対策監」を「温暖化・気候変動対策監」に改め、「現代陶芸美術館副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）」を「図書館課長」を「図書館課長」を「博物館副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）」に、「人材育成企画監」を「障がい者就労推進監」に改め、「地域産業推進監」を削り、「インバウンド推進監」を「観光誘客企画監」に改め、「販売戦略企画監」及び「野生いのしし対策企画監」を削り、「森林監視指導監」を「山地災害対策監」に、「県営住宅管理監」を「住宅活用推進監」に、「県営水道経営企画監」を「県営水道経営企画監」に、「東京事務所企業誘致監」を「東京事務所企業誘致監」に、「中央子ども相談センター保護課長」を「中濃子ども相談センター家庭支援課長」に改め、「食品科学研究所副所長」を削り、「下呂農林事務所技術連携調整監」を「農林事務所技術連携調整監」に、「農業大学校副校長」を「農業大学校副校長」に改め、「農業大学校総務課長」を「農業大学校総務課長」に改め、「ぎふ木遊館副館長」を削り、「揖斐土木事務所」の下に、「郡上土木事務所」を加え、「郡上土木事務所技術連携調整監」を「土木事務所技術連携調整監」に改め、「下呂土木事務所技術連携調整監」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号ハ中「又は研修の機関等」を「若しくは研修の機関等又は相談所等」に、「又は生活の介助等」を「生活の介助、保護等」に改める。

付則第十六項第一号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「参与」の下に、「秘書広報統括監、デジタル政策統括監」を加え、「秘書広報統括監」及び「ねんりんピック推進事務局次長」を削り、「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策統括監」の下に、「農業技監」を、「総務事務センター長」の下に、「ねんりんピック推進事務局次長」を、「ねんりんピック推進事務局次長」の下に、「デジタル政策調整監」を、「財産活用企画監」の下に、「新庁舎運用対策監」を、「県庁舎開設調整監」の下に、「県庁舎建設管理監」を加え、「SDGs推進監、多文化共生推進監」及び「冬季国体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監」を削り、「危機管理企画監」の下に、「防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監」を加え、「防災情報管理監」及び「岐阜地域防災対策監、地域防災対策監」を削り、「環境安全推進企画監」の下に、「温暖化・気候変動対策監」を加え、「人材育成企画監」を「障がい者就労推進監」に改め、「地域産業推

進監」を削り、「インバウンド推進監」を「観光誘客企画監」に改め、「販売戦略企画監」及び「野生いのしし対策企画監」を削り、「森林監視指導監」を「山地災害対策監」に、「県営住宅管理監、県営水道経営企画監」を「住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災害対策監」に改め、同部保健所の項中

所長	を
保健所の事務所の所長	

所長、副所長（岐阜保健所及び可茂保健所の副所長に限る。）
副所長（岐阜保健所及び可茂保健所の副所長を除く）、保健所の事務所の所長

に改め、同部岐阜県行

政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「二種、食品科学研究所の副所長にあつては六種」を「二種」に改め、同部衛生専門学校の項中

副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長に限る。）	四種
副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長を除く）、課長	六種

を

副校長、課長

同部子ども相談センターの項中「保護課長」を削り、「中央子ども相談センター」の下に「及び中濃子ども相談センター」を加え、同部農林事務所の項中「中濃農林事務所の副所長及び」を削り、同部農業高等学校の項中

副校長

副校長	四種
副校長	四種
総務課長	六種

に改め、

同部ぎふ木遊館の項中

副館長	四種
課長	六種

を

課長

同部土木事務所の項中「（下呂土木事務所の道路課長を除く。）」を削り、「揖斐土木事務所」の下に「郡上土木事務所」を加え、同表警察本部長の部警察署の項中「二種」の下に「多治見警察署の所長にあつては一種」を加える。

別表第五小学校の表下呂市の項中「菅田小学校」及び「東第一小学校」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「参与」の下に「秘書広報統括監、デジタル政策統括監」を加え、「秘書広報統括監」及び「ねんりんピック推進事務局長」を削り、「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策統括監」の下に「農業技監」を、「総務事務センター長」の下に「ねんりんピック推進事務局長」を、「ねんりんピック推進事務局次長」の下に「デジタル政策調整監」を、「財産活用企画監」の下に「新庁舎運用対策監」を、「県庁舎開設調整監」の下に「県庁舎建設管理監」を加え、「SDGs推進監、多文化共生推進監」及び「冬季国体推進監、アスリート支援企画監、競技

力向上対策監」を削り、「危機管理企画監」の下に、「防災情報管理監、岐阜地域防
 対策監、地域防災対策監」を加え、「防災情報管理監」及び「岐阜地域防災対策監、
 地域防災対策監」を削り、「環境安全推進企画監」の下に、「温暖化・気候変動対策監」
 を加え、「人材育成企画監」を「障がい者就労推進監」に改め、「地域産業推進監」を
 削り、「インバウンド推進監」を「観光誘客企画監」に改め、「販売戦略企画監」及び
 「野生いのしし対策企画監」を削り、「森林監視指導監」を「山地災害対策監」に
 「県営住宅管理監」を「住宅活用推進監」に改め、「県営水道経営企画監」の下に「
 県営水道災害対策監」を加え、同表保健所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、
 同表子ども相談センターの項中「保護課長」を削り、「中央子ども相談センター」の
 下に「及び中濃子ども相談センター」を加え、同表土木事務所の項中「揖斐土木事務所」
 の下に「郡上土木事務所」を加え、同表農業大学の項中「副校長」の下に「総務
 課長」を加え、同表ぎふ木遊館の項中「副館長」を削る。
 別表第三事務局の部本庁の項中「高等学校係」を「高等学校・特別支援学校係」に改
 める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を「こ」
 に公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委
 員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表西南濃老人福祉施設事務組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則を「こ」に公布する。
 令和三年四月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

別表第一の表知事の部本庁の項六級の欄中「総務事務センター長」を「総務事務セ
 ンター長、なんりんびック推進事務局長」に、「なんりんびック推進事務局長」を「な
 んりんびック推進事務局次長、デジタル政策調整監」に、「県庁舎開設調整監」を「新庁
 舎通用対策監、県庁舎開設調整監、県庁舎建設管理監」に改め、「SDGs推進監、多文
 化共生推進監」及び「冬季団体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監」を
 削り、「危機管理企画監」を「危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地
 域防災対策監」に改め、「防災情報管理監」及び「岐阜地域防災対策監、地域防災対策
 監」を削り、「環境安全推進企画監」を「環境安全推進企画監、温暖化・気候変動対策監」
 に改め、「人材育成企画監」を「障がい者就労推進監」に改め、「地域産業推進監」を削り、
 「インバウンド推進監」を「観光誘客企画監」に改め、「販売戦略企画監」及び「野
 生のいのしし対策企画監」を削り、「森林監視指導監」を「山地災害対策監」に改め、「
 県営住宅管理監、県営水道経営企画監」を「住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災
 害対策監」に改め、同表十歳の欄中「総務事務センター長」を「総務事務センター長又
 はなんりんびック推進事務局長」に改め、同表八歳の欄中「秘書広報総括監」及び「
 なんりんびック推進事務局長」を削り、「東京オリンピック・パラリンピック農産物販
 売対策総括監」を「東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監、農業技
 術」に改め、同表九歳の欄中「参与」を「参与、秘書広報総括監、デジタル政策統括監」
 に改め、同表現代福祉芸術館の項六歳の欄中「副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）
 又は」を削り、同表十歳の欄中「困難な業務を行う副館長（総務部長を兼ねるものを除
 く。）の職務」を削り、同表八歳の欄中「（総務部長を兼ねるものに限る。）」を削り、

同部博物館の項六級の欄中「部長」を「副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）又は部長」に改め、同項八級の欄中「副館長」を「副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）」に改め、同部保健所の項六級の欄中「課長」を「副所長又は課長」に改め、同部子ども相談センターの項中「保護課長及び中央子ども相談センター」を「並びに中央子ども相談センター及び中瀬子ども相談センター」に改め、同部食生活学研究所の項を削り、同部農林事務所の項中「東濃農林事務所」を削り、同部農業大学の項五級の欄中「課長」を「課長（総務課長を除く。）」に改め、同項六級の欄中「副校医」を「副校長又は課長（総務課長に限る。）」に改め、同部おひ木遊館の項六級の欄中「副館長又は」を削り、同部土木事務所の項中「揖斐土木事務所」を「揖斐土木事務所、郡上土木事務所」に改める。

別表第一上の表知事の部希望が「子ども医療福祉センター」の項三級の欄中「又は児童精神科部長」を「診療支援部長又は児童発達支援センター長」に改め、同項四級の欄中「整形外科部長、小児科部長又は児童精神科部長」を「児童精神科部長、ウハビウチーシヨコ部長、発達精神医学研究所長又は医療福祉連携部長」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十一項を第三十二項とし、第二十七項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、第二十六項の次に次の一項を加える。

（令和四年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

27 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、令和四年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和四年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「令和三年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）において、三号給以上」とあるのは「職員において、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあっては、一号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあっては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から令和三年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和四年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十七項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

